

## 前回会議（第7回検討会議）の意見整理（案）

No	項目	意見概要
1	学校選択 及び対応	(1) 自由選択 不適（一時の風評や安易な判断等、きれいごとでは済まされない学校選択行動への危惧）  (2) 就学事務 ① 就学校は、教育委員会が指定（住民基本台帳により指定）（学校教育法施行令 第1条2項・第5条第2項） ② 弾力的運用基準「西脇市立学校通学区域外就学取扱基準」 地理的理由、身体的理由、教育的配慮による理由、家庭・住居に関する理由等の事情を有する場合の取扱い ※ 公平性や他への影響について十分考慮し、事実に基づく申請と慎重な取り扱いが原則
		(1) 地域・保護者との連携・協働による学校運営制度導入・・・学校運営上の課題は、在籍児童生徒の家庭全体の課題 「学校選択」より「学校参画」への意識改革  (2) 少人数指導、きめ細かな教育指導・教育相談等の実施 (3) 開かれた学校づくり推進（地域・家庭・学校の相互理解促進）
2	学校配置	(1) 市内3拠点編制（案）・・・中学校区をまたぐ再編提言 ① 持続可能な学習環境の確立 ② 中学校教育推進の視点 1学年2学級以上の集団規模が必要 （学校運営・教員配置等の安定維持・部活動等選択肢確保・生徒の発達段階に必要な教育活動推進 等） ③ まちづくり計画（西脇市立地適正化計画）との整合を図る視点
3	小中一貫教育	(1) 学年区分 「4・3・2制」への期待 「9歳（小4）の壁」発達の段差克服 「中1ギャップ」・「中2ギャップ」解消への効果 (2) 義務教育9年間が一つのシステムで繋がることの効果大・・・視察研修を通して実感 (3) 小中教員の連携強化・協働意識の確立 (4) 施設整備による効果・・・余裕ある教室数（少人数指導、習熟度指導等）、ゆとりある校舎内スペース 等 新たな教育推進に必要な環境整備 等
4	学校施設 通学条件	(1) 教育施設の有効活用と計画的整備（教育施設の長寿命化計画、公共施設の総合管理計画 等） (2) 少子化が進行する中での登下校の安全確保を要望（児童1～2名で登下校している実態）
5	協議総括	(1) 西脇市が目指す「学びの質」（学びの質についてのデザイン）提示 (2) 用意できる選択肢を共有し議論を進行（施設整備との関係）